

## ○ 法令の規定により徴収する料金の算出方法

平成20年1月

### 1 法令の規定により徴収する料金

- (1) 馬主の登録料 1人又は1法人（組合を含む。） 10,000円
- (2) 馬の登録料 1頭 2,000円
- (3) 調教師及び騎手の免許手数料 1人 2,000円

### 2 算出方法

競馬法（昭和23年法律第153号）において、

- ア 地方競馬全国協会の登録を受けた馬主でなければ、地方競馬の競走に馬を出走させてはならない
- イ 地方競馬全国協会の登録を受けた馬でなければ、地方競馬の競走に出走させてはならない
- ウ 地方競馬全国協会の免許を受けた者でなければ、地方競馬の競走のため、馬を調教し、又は騎乗してはならない

とされ、平成3年9月の同法の改正により「地方競馬全国協会は、登録及び免許については、実費を勘案して農林水産省令（競馬法施行規則）で定める額の登録料及び免許手数料を徴収することができる。」とされた。

そこで、登録及び免許に関する事務経費（委員会費、手続書類及び登録証・免許証等の印刷費、郵送費、電算処理経費）を基礎として登録及び免許を受けた者の1人当たりの単価を算出し、これに基づいて競馬法施行規則において上記の額と定められた。